

## 船員保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更（基準日）届

### 【手続概要】

船員保険は、汽船、漁船とも前1年間の実績をもとに、今後の報酬を決定します。

この届出は、以下の場合に標準報酬月額を改定し、船舶所有者から提出する必要があります。

- ・報酬に増減があったときに、標準報酬月額が従前と比べて1等級以上変更する場合、翌月から改定（増減のあった日が月の初日であるときはその月から改定）。
- ・歩合給で、要素（※）の変更により標準報酬月額を改定する場合。

（※）要素は以下のとおり。

- ・被保険者の乗り組むべき船舶
- ・船舶の用途
- ・船舶の構造設備
- ・漁業装備
- ・漁獲物の種類
- ・操業区域
- ・乗組員の歩合金の算出方法
- ・乗組員の持歩の合計
- ・被保険者の持歩

標準報酬月額の決定・改定は、固定給（主に汽船）と歩合給（主に漁船）に分類され、以下のとおり固定給は3種類、歩合給は1種類の決定方法があります。

### <汽船告示方式>

1年を通じて船員として船舶所有者に使用され、基本となる固定給（下船時の基本給）のほかに、船舶に乗り組むこと等により変動する報酬が支給される者が対象となり、以下の方法で算定します。

$$\text{報酬月額} = S + T + (S \times P) + U$$

S（基本となる固定給の額）

乗船することによって増加する以前の本給、すなわち予備船員中の本給

T（家族手当その他これに準ずる報酬の額）

乗下船に関係なく毎月定額で支給されるもの

P（次により算出した率）

Pは職務別、就航区域別、積荷の種類別に算出します。

$$P = \frac{(B - C) + D}{A}$$

A「船舶所有者が標準報酬月額の決定または改定の月前6ヶ月以内の月からさかのぼって1年間（基準期間）に使用した船員に対し、その期間に支給すべきSの総額」

- B「基準期間内に支給した乗船本給の総額（下船中でも有給休暇中のように乗船本給で支給されるものを含む）」
- C「基準期間内に乗船した船員、すなわちBの船員にその期間支給すべきSの総額（基準期間内に乗船した期間に、乗船しなかった場合支給すべき予備船員中の本給の総額）」
- D「基準期間内に支給した乗船本給に応じて変動する報酬の総額（タンカー手当、長期就航手当等）」

U（機関部手当等の手当）

基準期間内に支給した乗船本給に応じて変動しない報酬の総額を、船舶所有者がその基準期間内に使用したこれらの報酬を受けるべき船員の月別の人数の延数で除して得た金額

<全内航方式>

1年を通じて船員として船舶所有者に使用され、基本となるべき固定給が下船することによって、遞減する報酬を受ける者および基本となるべき固定給が乗下船にかかわらず一定であり、乗船することにより変動する諸手当を受ける者が対象となり、以下の方法で算定します。

$$\text{報酬月額} = \text{本給月額} \times \frac{\text{過去1年間に支払われた総報酬}}{\text{旧本給日額} \times \text{雇用期間}}$$

本給月額

1ヶ月間乗船したならば支給されるであろう各個人の本給をいい、定期昇給、ベースアップ等によりこの額に増減があったときは、新本給を用いる

過去1年間に支払われた総報酬

過去1年間に支払われた乗下船中の本給および各種諸手当の総額

旧本給日額

標準報酬月額の改定月の前月に1ヶ月間乗船したならば支給されるであろう本給月額の30分の1に相当する額

雇用期間

標準報酬月額の改定月前1年間に雇用された実期間の日数

<報酬の実態による方式>

「汽船告示方式」、「全内航方式」の算定が適当でない者が対象となり、固定給と変動給の合算額となり、以下の方法で算定します。

$$\text{報酬月額} = \text{固定給} + \text{変動給}$$

固定給

毎月定額で支給されるもの

#### 変動給

稼働量に応じて支給されるもので、過去1年間の総稼働量の12分の1に、その手当の単価を乗じて得た額

#### <歩合による方式>

歩合により報酬が支給される場合は、原則として、前1年間にその被保険者が乗り組む船舶の乗組員に対し支払われた歩合金（漁船の場合には、同種の漁獲物の採捕に従事した労務の対象として支払われたものに限り）の1人当たりの額を基準として、以下の方法で算定します。

$$\text{報酬月額} = \frac{\text{1人歩歩合金}}{\text{期間}} \times \text{持歩} \times 30$$

#### 1人歩歩合金

要素に変更のあった日または基準日前一年間において船舶の乗組員に対し支払われた歩合金の1人歩あたりの額

#### 期間

歩合金支払いの対象となった労務期間（※）の日数（操業のための出港前の準備業務および帰港後の整理業務に大半の船員が従事した期間も含みます）

#### 持歩

歩合金の配分に当たって各船員別に定められている歩合金の持歩（各職務ごとの船内配分率）、持代、持率等をいいます

※歩合金の支払いの対象となった出港から帰港までの労務に服した総月数

#### 【添付書類】

- ①船員保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎明細書（総括）
- ②船員保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎明細書（被保険者別）

①、②ともに「歩合による方式」の算定の場合になります。

◎電子申請を利用して提出される場合、上記①、②については画像ファイル（J-P E G形式）による添付データとして提出することができます。

#### 【提出期限】

事実発生日から10日以内

#### 【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

#### 【提出方法】

郵送、窓口持参、電子申請